

はじめに

○サポート事業とは？

県民の皆さんが主役となる個性と魅力ある地域づくりを推進していくために、民間団体等が行う地域振興の取組を支援するもの。
（民間団体等が地域づくり活動を行うに当たっての補助金を交付）

○事業区分

①一般枠

地域づくり団体等の皆さんが地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かして行う広域的な視点に配慮された事業や先駆的、モデル的な事業。

②市町村枠

市町村及び複数市町村の連携体が行う、地域創生の推進に寄与し、具体的な効果が見込める事業。

③過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）

元気で賑わいのある地域づくりを目指し、過疎・中山間地域の集落等が行う集落等の再生・活性化への取組。

④過疎・中山間地域活性化枠（収益事業（スタートアップ支援事業））

過疎・中山間地域の民間企業や協定団体が行う、地域に根ざした、生業の創出や所得形成に資する取組。

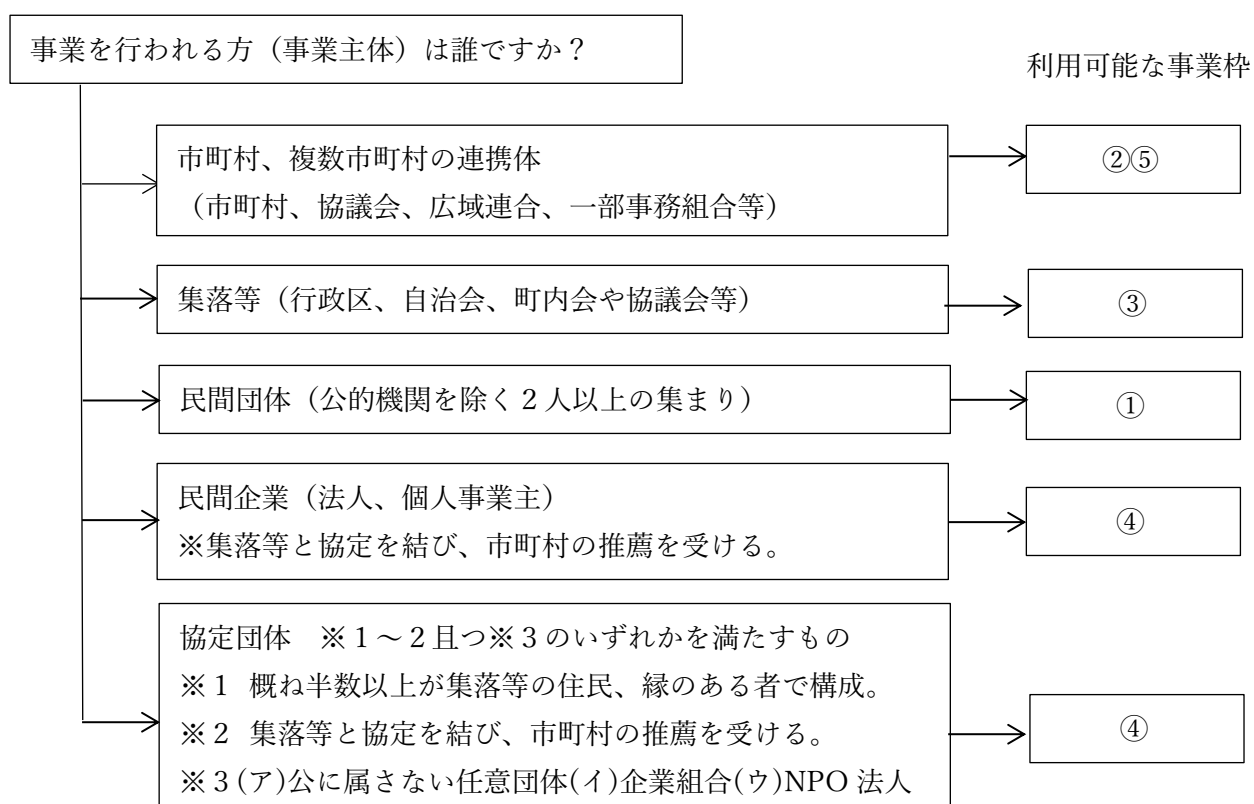
⑤過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）

過疎・中山間地域の市町村のリーダーシップの下、複数の集落や各種団体・企業等が連携し、日常生活に必要な施設・機能や地域活動を行う場所やそれらを実践するネットワーク組織等を形成することで、地域課題の解決を図る取組。

1 事業を行われる方（事業主体）によって利用できる事業枠が異なります。

【事業枠】

- ①一般枠
- ②市町村枠
- ③過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）
- ④過疎・中山間地域活性化枠（収益事業(スタートアップ支援事業)）
- ⑤過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）



2 各事業枠の共通事項

(1) 対象事業

- ① 南会津地域の振興につながる事業。
- ② サポート事業終了後も継続的な事業展開が望める事業。

(2) 事業期間

原則として1年。(事業計画に明確な発展性が見込める場合、最長3年間継続可能。ただし、1年ごとに交付決定を行うため、次年度以降の事業決定を確約するものではありません。)

※なるべく、2月末までに事業を終了するようにしてください。

- ・実績報告は事業完了の日から30日以内、又は3月31日のいずれか早い日までに提出していただくこととなります。3月まで事業を実施する場合も、実績報告は3月31日までに提出となりますので、余裕を持って事業を終了できるようにしてください。

(3) 補助対象外の事業

- ① 国、県、これらの公社等の外郭団体が行う他の補助事業で対応できるもの
- ② 各種団体及び事務所等の施設に係る運営費に対する補助(団体構成員の人件費、また、実質、個人や家族経営への補助も対象外)
- ③ 他の補助事業に対するかさ上げ補助
- ④ 市町村及び複数市町村の連携体に対する財政支援的補助
- ⑤ 既定事業の単なる財源振替
- ⑥ 地域振興に関する目的が不明確な事業
- ⑦ 実施主体の営業活動との区別が不明確な事業(過疎・中山間地域活性化枠(収益事業)を除く)
- ⑧ 事業の主要な部分を他に委託する事業、ハード整備が主な事業や物品購入費が中心となった事業(市町村枠、過疎・中山間地域活性化枠を除く)
- ⑨ 不動産及びその従物の取得を伴う事業について、施行管理費、工事請負費及び備品購入費以外の費用。(過疎・中山間地域活性化枠(集落等活性化事業)については、設計費も対象とする。)
- ⑩ 事業執行により取得される財産の適正な管理が見込めない事業
- ⑪ 補助終了後の事業継続に関する計画が不明瞭な事業
- ⑫ 単発のイベントなど、事業効果が一過性である事業

◎サポート事業は、国や県の他の補助制度との併用を認めていません。

- ・市町村との補助制度との併用は可能ですが、市町村補助金の方で他との併用を不可としている場合がありますので、市町村の担当部署へ確認してください。

(4) 補助対象経費

経費区分	内 容
1 報償費	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金、コンクール等入賞者に対する表彰に係る経費(ただし、賞金を除く)
2 委託料	ホームページ制作委託料、市場調査委託料等 ※特別な理由がない限り、2者以上から見積書を徴収すること。
3 工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に要する経費 ※2者以上から見積書を徴収すること。
4 備品購入費	機械装置及び設備等の購入費 (耐用年数が3年以上で取得価格が10万円以上のもの) ※2者以上から見積書を徴収すること。
5 諸経費	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- ① 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ② 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- ③ 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- ④ 人件費(ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。)
- ⑤ 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
- ⑥ 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- ⑦ 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- ⑧ 敷金等の後日返金される経費
- ⑨ 設計費(ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠の場合を除く。)
- ⑩ 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費
- ⑪ 商品券や図書券等の金券代(ただし、社会通念上相当と認められる金額であり、かつ地域振興に資すると判断される場合で、南会津地方振興局が事前に認めたものに限り、補助対象経費となる。)
- ⑫ 賞金等の現金給付
- ⑬ 支払時にポイントカードを提示したことで貯められたポイント相当額
- ⑭ 日常的な打合せなど、実施団体の運営にかかる交通費
- ⑮ 補助金交付決定前に発生した経費

注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。

(5) 共通採択方針（各事業共通で優先的に採択する事業）

①重点テーマ

ア 人口減少対策に資する事業

住民が安心して住み・暮らし・働ける地域づくりの推進や、地域への愛着・誇りを育む取組、ふくしま共創チーム ワーキングチーム活動での議論を踏まえた取組など、社会減対策や自然減対策に寄与する事業

イ 過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業

②個別テーマ

ア 移住・定住の推進に資する事業

地方移住への関心の高まりを踏まえ、地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業

イ デジタル化によるプロセスイノベーション（D X）の推進に資する事業

デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靱化や新たな価値の創出に寄与する事業

ウ 人づくり（子育て・教育）に資する事業

安心して子どもを生み育てたい、本県で学び活躍したいと思える環境づくりの推進など、社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業

エ 健康長寿社会の推進に資する事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

オ 地産地消の推進に資する事業

生産・流通・消費といった地域内におけるモノの循環や、人財を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業

カ カーボンニュートラルの推進に資する事業

県民の高い環境意識の醸成や地球温暖化対策の普及啓発等、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進に寄与する事業

キ 交流・関係人口創出の推進に資する事業

観光需要の高まりを捉えた地域の意識醸成に関する取組や、外部人材との多様な関わり方を新たに構築する取組、デスティネーションキャンペーン（D C）や八十里道路開通を踏まえた誘客の取組など、交流人口及び関係人口創出の推進に寄与する事業

ク 後世に残すべき南会津の宝を守りいかす事業

南会津地方の暮らし、歴史、文化、芸術、自然環境等を再発見し、地域の宝として守りいかす取組など、地域資源の保全、磨き上げ、次世代への継承等に寄与する事業

ケ 安全で安心なまちづくりを推進する事業

過疎・高齢化が進む本地域において、地域が一体となって実施する鳥獣被害対策、防犯対策のほか、地域課題を解決する取組など、地域の安全で安心して暮らせる環境の実現や持続可能なまちづくりに寄与する事業

コ 県政１５０周年・昭和１００年に関連する事業

地域の歴史や伝統を振り返り次世代に伝承する取組や、それらを礎とした新たな地域のビジョンを共有する取組など、県政１５０周年や昭和１００年を記念して取り組む事業

(6) その他

採択に当たっては、次の事項を勘案して総合的に判断します。

- ① 事業計画に具体性、実現性があること。
- ② 事業に波及効果が認められること。
- ③ 事業に継続性が見込まれること。(補助事業終了後も含む。)
- ④ 継続事業にあつては、事業に発展性が認められること。
- ⑤ 町村及び関係団体等との連携がとれた事業であること。

3 各事業枠の詳細

◇ 一般枠

(1) 事業主体 民間団体

(2) 対象事業

- ① 事業の効果又は対象が広域的視点に配慮された事業
- ② 先進的又は先駆的な事業
- ③ 国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で、措置することが困難な事業

※ 広域的な視点に配慮された事業とは？

- ・地域間交流を促進する事業
- ・異業種間交流に結びつく事業
- ・広範囲にわたった地域情報の発信
- ・地域イベントの実施 など

※ 先駆的な事業とは？

- ・県内(または南会津地域)での事例がほとんどなく、ノウハウが蓄積されていない事業 など

(3) 補助率

対象地域	補助率	補助金上限額	対象事業費下限額
只見町	4分の3以内	500万円	50万円
下郷町、檜枝岐村、南会津町	3分の2以内		

※ 補助率は、事業費全体に対してではなく、「事業対象経費」に対するものです。

※ 対象地域は、事業の主たる実施場所や主たる効果の及ぶ地域となります。

◇ 市町村枠

(1) 事業主体 市町村、複数市町村で構成する協議会、広域行政事務組合、一部事務組合

(2) 対象事業

東日本大震災・原子力災害からの復興と急激な人口減少の克服を目指す「福島ならではの地方創生」に資する事業であって、具体的な効果が見込める事業。

(3) 補助率

①市町村枠※事業主体が市町村の場合

対象地域	補助率	補助金上限額	対象事業費下限額
只見町	5分の4以内	1,000万円	50万円
下郷町、檜枝岐村、南会津町	4分の3以内		

②市町村枠(広域連合・共創事業)※事業主体が複数市町村の連携体の場合

対象地域	補助率	補助金上限額	対象事業費下限額
連携市町村数3団体以上	5分の4以内	1,500万円	50万円
連携市町村数5団体以上	10分の9以内	2,000万円	

※ 広域連携・共創事業では、多様な主体との共創を必須条件とします。

※ 制度見直しに伴い、令和7年度採択事業のうち、市町村枠(広域連携・共創事業)の要件を満たさない事業については、令和9年度もしくは継続3年目に達する年度のうちのいずれか早い時期までは申請を可能とします。その場合、補助率は5分の4以内、補助限度額は、1,000万円となります。

＜市町村枠における健康関連事業について＞

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業については、従来の市町村枠事業とは別立てで実施できるものとします。

※ 健康課題に対し本事業が掲げる健康指標は以下のとおり

- ① 脳血管疾患死亡率の減少
- ② 心疾患死亡率の減少
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合の減少

＜対象外経費について＞

次に掲げるものに該当する経費は補助対象外です。

- (1) 工事請負費
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費及び消耗品費（汎用性が高く、かつ、1年以上にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるもの）
- (4) 個人給付と認められる経費（参加者への記念品代、お土産代及び賞品代並びに打ち上げ等の飲食代（弁当代、酒代）等）

■ 補助限度額

500万円

■ その他要件（補助率等）は、従来の市町村枠事業と同様です。

■ 健康関連事業の募集は国庫（被災者支援総合交付金）の採択を前提として行うものであり採択の状況によっては事業規模やスケジュール等を変更する場合があります。

◇ 過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）

- （１）事業主体 集落等（ア：市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体 イ：複数のアで構成する協議会、連合会 ウ：アと民間団体が連携した事業体、連合体）

- （２）採択要件 下記の全ての要件を満たす事業

- ① 地域資源の活用等により、地域の課題の解消を図るもの
- ② 課題解消のための目標や手段が明確かつ具体的であるもの
- ③ 集落の構成員が多く参加することが見込まれるもの
- ④ 町村と連携が図られているもの

(3) 対象事業

I 集落等再生事業(単なる維持修繕は除く)

集落等が、元気でにぎわいのある地域づくりを目指し、集落機能の再生・活性化するための取組。

(集落等再生計画策定事業を活用することは必須条件ではありません。)

II 集落等再生計画策定事業

住民が集まり、主体的に住みよい地域づくりや地域の課題等、集落機能の再生のために話し合いを行い、地域づくりのための計画を策定する取組。具体的には集落等が I の集落等再生事業を行うために必要な計画策定を想定しています。

(4) 補助率

	事業主体	補助率	補助金上限額	対象事業費下限額
集落等再生事業	集落等	5分の4以内	500万円	25万円
集落等再生計画 策定事業	集落等	10分の10以内	30万円	なし

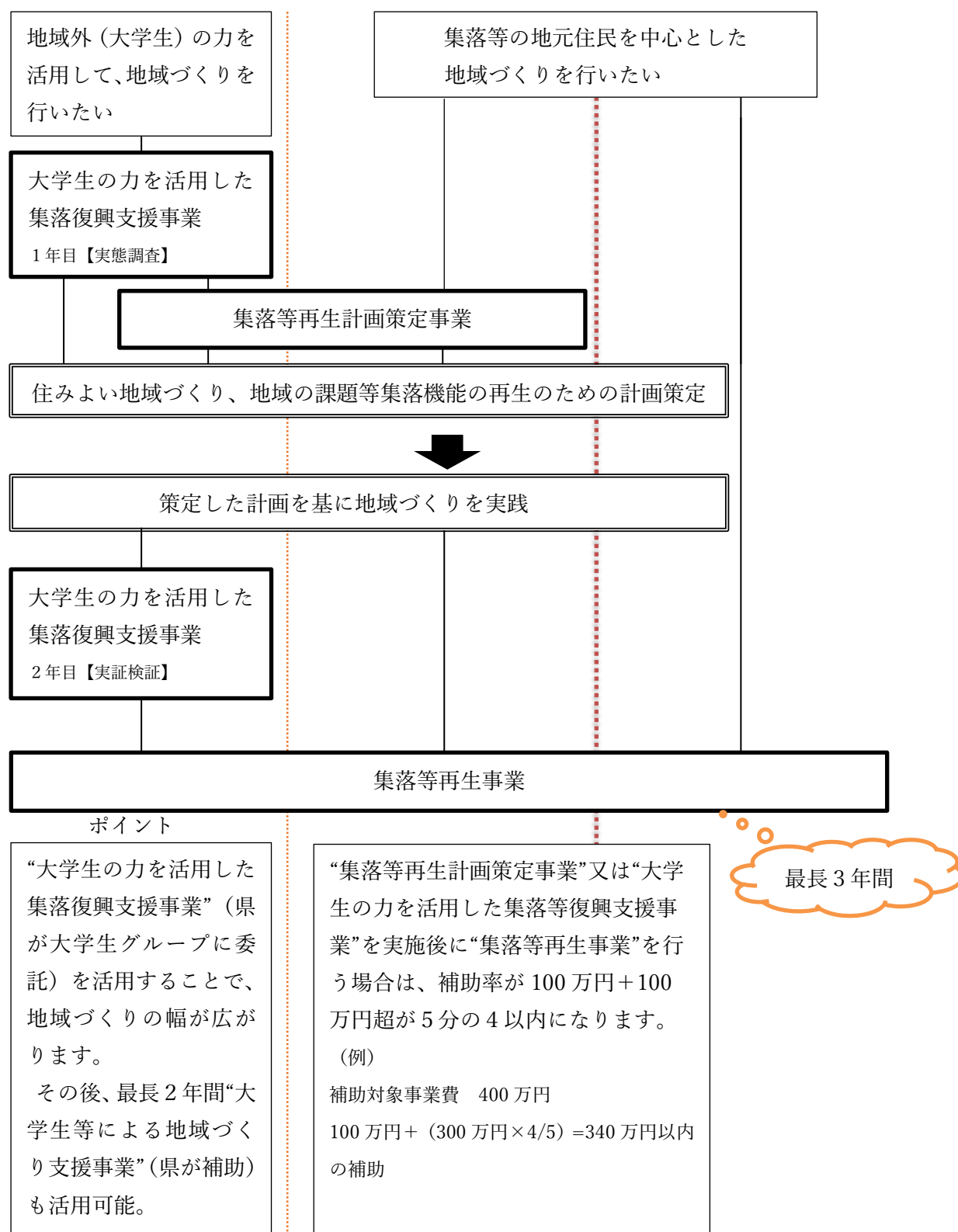
※ 集落等再生事業について、「集落等再生計画策定事業」で策定した集落等再生計画又は「大学生の力を活用した集落復興支援事業」で策定した集落活性化計画に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10／10以内、100万円を超える部分は4／5以内。

(5) 事業実施期間

I 集落等再生事業:発展的事業は3か年以内で継続可

II 集落等再生計画策定事業:1年間

(6) 過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）の活用手順



※“大学生の力を活用した集落復興支援事業”については振興局にお問い合わせください。

◇ 過疎・中山間地域活性化枠（収益事業（スタートアップ支援事業））

（１）事業主体 民間企業、協定団体、個人事業主（原則、青色申告の承認を受けた者。）

（２）採択要件

地域の人材や資源を活用した収益事業の立ち上げに係る事業。（すでに収益事業を実施している団体の実施する業態転換や新分野への進出、事業拡大等を伴う事業を含む）

（３）対象事業

地域づくり活動を継続・深化（進化）させるため、地域づくり団体等が地域資源を活用し、所得形成と地域内循環を図りながら、地域に根ざした収益事業の立ち上げなどに係る活動。

《事業例》

- ・ 起業や法人設立等に当たっての諸手続きや事業活動等に係る専門家のアドバイス等を受ける活動
- ・ ビジネスモデルの構築に向けた先進地視察
- ・ 活動場所の確保における施設の借り入れ・修繕
- ・ 工具、器具等の購入
- ・ 試作品の作成
- ・ 広告宣伝、商談会等への出展 など

（４）補助率

事業主体	補助率	補助金上限額	対象事業費下限額
民間企業 協定団体	10分の9以内	300万円 (複数年累計)	20万円

※ 「複数年累計」: 3年を限度に事業を継続する場合、複数年の補助金額を合計した金額が300万円以内。

◇ 過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）

（１）事業主体 市町村

（２）対象事業

人口減少や高齢化が著しい過疎・中山間地域で、市町村のリーダーシップの下、複数の集落や各種団体・企業等が連携し、日常生活に必要な施設・機能や地域活動を行う場所（いわゆる「小さな拠点」）やそれらを実践するネットワーク組織等を形成することで、住民主体の活動による地域課題の解決を図る事業。

I 小さな拠点づくり計画策定事業

- ・ 市町村が中心となり、地域住民が集まり、話し合いを通じて地域課題を整理
- ・ 複数の集落の連携による課題解決の方向性を模索
- ・ 小さな拠点形成に向けた計画策定

《事業例》

- ・ 有識者を招聘した勉強会の開催
- ・ 研修受講
- ・ 先進地視察
- ・ 課題把握のための分析・調査 など

II 小さな拠点づくり事業

- ・ I で作成した計画に基づき、集落間の連携による複数の地域課題解決を図る取組

《事業例》

- ・ 集落間を結ぶコミュニティバスや移動販売者の試験運行
- ・ 道の駅と周辺集落が連携した農産物の集出荷体制の構築
- ・ ICTを活用した鳥獣害対策
- ・ 高齢者の見守り活動 など

（４）補助率

事業主体	補助率	補助金上限額	対象事業費下限額
小さな拠点づくり計画策定事業	10分の9以内	①50万円 ※ただし、工事請負費及び備品購入費については2/3以内	なし
小さな拠点づくり事業	10分の9以内	②500万円 (複数年累計、①含む)	50万円

（５）事業実施期間

I 小さな拠点づくり計画策定事業:2年間

II 小さな拠点づくり事業:発展 的事業は3か年以内で継続可

4 提出書類

- 原則、必要書類は次のとおりですが、要望は、募集要項に基づきご提出ください。募集は、所定の時期に南会津地方振興局HPにてお知らせします。
- 書類の様式はHPにて掲載しています。

No.	書類名	様式	提出 (※1)	留意点
1	地域創生総合支援事業(サポート事業)計画書	交付要綱第1号 様式の別紙1～3	●	
2	収支予算書	第1号様式(事業計画書)添付書類	●	
3	事業の具体的な内容を説明した資料(企画書、事業実施要綱等)	任意様式	●	
4	工作物等に係るものにあつては、事業施工位置図、完成予想図、平面図、事業費積算内訳書等、工事の概要及び金額の内訳が分かる資料	任意様式	○	ハード整備がある場合のみ
5	機械、器具及び備品等にあつては見積書等、額の算定根拠となる資料	任意様式	○	1回の発注で10万円以上となる場合は、原則2者以上の見積書(※2) 委託料、工事請負費、備品購入費の経費がある場合は金額に関わらず見積書提出
6	集落等と協定を結んだ協定団体・民間企業が事業を実施する場合は、協定書及び市町村の推薦依頼書	協定書:任意様式 推薦依頼書:第2号様式(第3条関係)	○	過疎・中山間地域活性化枠(収益事業)のみ
7	事業実施主体の規約、事業計画書、直近の収支予算書及び決算書	任意様式	●	
8	その他参考となる資料		○	
9	地域創生総合支援事業(サポート事業)チェックシート	別紙様式5	●	

※1 書類提出は、●：必須 ○：該当する場合のみ

※2 見積合わせをしない合理的な理由がある場合は、その理由書